



## 「地球にやさしい消費推進事業（実証店舗等業務）」

### 企画提案競技募集要領

令和5年2月27日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「地球にやさしい消費推進事業（実証店舗等業務）」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、当企画提案競技募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき企画提案競技を実施する。

#### 1 企画提案競技対象業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「地球にやさしい消費推進事業（実証店舗等業務）」一式
- (2) 業務の仕様等 別添の【「地球にやさしい消費推進事業（実証店舗等業務）」委託仕様書】のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 見積限度額 12,536千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 2 企画提案競技担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県生活環境部消費生活課（消費生活センター） 担当：岩崎

所在地 〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館1階）

電話番号 024-521-7736（直通）

FAX 024-521-7982

電子メールアドレス syouhi@pref.fukushima.lg.jp

#### 3 企画提案競技参加者の資格要件

企画提案競技に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 福島県消費生活センターでの打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人。  
なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう。）は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案競技募集要領を公告した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。  
ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締

結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(8) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(9) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でない者。

(10) 本要領に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

#### 4 オンライン説明会について

本業務は専門性の高い業務であり、事業理解を促進するため、事業概要を説明する機会を設ける。なお、説明会への参加の有無は、参加申込の可否及び審査の可否に影響するものではない。

(1) 開催日時

令和5年3月1日(水)午後1時30分～(30分程度)

※オンラインWEB会議システム(ZOOM)により開催。

※説明会は、個別ではなく、申込者全体に公開して実施する。

(2) 申込方法

別紙オンライン説明会参加申込書に法人名又は個人名、参加者の職・氏名(参加者は3名までとする。)、連絡先を記載し、電子メールまたはFAXで申し込むこと。

申込先は、「2 企画提案競技担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)」のとおり。

※電子メールまたはFAXで送信後、電話で着信確認すること。

(3) 申込期限

令和5年2月28日(火)午後5時まで

## 5 企画提案競技に関する手続き

(1) 企画提案競技参加に係る書類の交付

企画提案競技に参加を希望する者は、福島県生活環境総務課のホームページ（専用サイト）からダウンロードし、入手するものとする。URLは次のとおり。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html>

(2) 参加申込書の提出（必須）

企画提案競技参加者は、【様式1-1 参加申込書】に参加資格の確認のための書類を添えて次のとおり提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年3月8日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法 企画提案競技担当課に持参又は郵送で提出。

(ア) 持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝日、土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(イ) 郵送する場合は、書留郵便により、提出期限までに到着するように送付すること。

(ウ) 参加資格の審査及び結果通知は、令和5年3月10日（金）に参加者へ通知する。

ウ 留意事項

提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、以降の企画提案競技手続きに参加できないものとする。

(3) 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問は、【様式1-2 募集要領等に関する質問書】により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和5年3月2日（木）午後5時（必着）まで

イ 提出方法 原則として電子メール又はFAXにより企画提案競技担当課に送付すること。

なお、送付した旨を企画提案競技担当課に電話連絡すること。

ウ 回答方法 質問要旨及び回答を専用サイトに掲載する。

エ 回答期日 令和5年3月6日（月）まで、随時回答を行う。

(4) 企画提案書等の提出（必須）

企画提案競技参加者は、別添の【企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア 持参する場合の提出方法

受付日時：令和5年3月10日（金）～17日（金）

午前9時から午後5時まで（ただし、祝日、土曜日及び日曜日を除く。）

提出先：2 企画提案競技担当課

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書在中」と朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県生活環境部消費生活課長宛、親展）で令和5年3月17日（金）午後5時（必着）までに企画提案競技担当課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は参加届出書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(5) 企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、これを失格とする。

ア 募集要領で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 企画提案競技審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

エ 1(4)に示す見積限度額の上限額を超える提案

オ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

## 6 委託候補者の決定方法について

(1) 企画提案の審査

企画提案の審査は、別途設置する「企画提案競技審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

(2) 委託候補者の決定

審査会では、先に提出した企画提案書等に基づき、企画提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案者及び次点者を特定するものとする。

県は、審査会からの報告を基に、委託候補者及び次点者を決定するものとする。

(3) 審査委員会(プレゼンテーション)

ア 開催日時及び会場

審査委員会を開催する日時及び場所については別途企画提案競技参加者に通知する。

【予定】日時：令和5年3月23日(木)午前(時間は参加者毎に指定する。)

場所：福島県消費生活センター研修室(福島県自治会館1階)

イ 所要時間

15分以内の説明と10分以内の質疑を実施する。

ウ 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

審査項目	評価の視点	配点	傾斜
業務遂行能力	提案内容を確実に履行可能な実施体制が確保されているか。	5点	×2
	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5点	×2

	本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は、情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。	5点	×1
企画提案内容	事業を遂行するための考え方は適切か。	5点	×2
	企画提案書作成要領に記載した要件が満たされているか。	5点	×1
	エシカル消費の認知度向上に効果が及ぶ内容となっているか。	5点	×1
	事業の趣旨に沿い、業務の目標達成に向けて（【委託仕様書】参照）、 <b>消費者の行動変容につながる具体的な取組が提案</b> されているか。	5点	×2
	取組の内容等を県民へ広く知らせる情報発信方法に工夫があるか。	5点	×2
	イベントにおいては、多数の来場者に対応できる運営方法となっているか。	5点	×1
	委託仕様書に記載されていない独創的かつ活用可能な提案や、創意工夫があるか。	5点	×2
実現性	具体的で実現性の高い提案となっているか。	5点	×2
事業費積算	経費積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	5点	×2
合計		100点	

#### エ 評価方法

- (ア) 審査項目ごとに評価点を付す。  
(イ) 評価基準は、次のとおりとする。

- 5点：優れている  
4点：やや優れている  
3点：普通  
2点：やや劣る  
1点：劣る

#### オ 委託候補者の選定

- (ア) 各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委託候補者（単独随意契約の予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。  
(イ) 評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の70%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。（100点×5人×70%＝350

点)

(ウ) 得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(4) 企画提案競技参加者への審査結果の通知

ア 審査の結果は、企画提案競技審査委員会参加者全員に通知する。

イ 審査結果に対する通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

ウ 審査結果を生活環境部生活環境総務課のホームページに掲載する。

なお、掲載する内容は、次のとおりとする。

(ア) 委託候補者名及び総得点

(イ) (ア)以外の参加者の総得点

(ウ) その他必要な事項

## 7 企画提案競技への参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

参加届出書を提出した者が、企画提案競技への参加を途中で取りやめる場合には、**【様式1-3 参加辞退届】**を企画提案競技担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

## 8 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 9 企画提案競技の公正確保について

(1) 企画提案競技参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案競技参加者は、企画提案競技に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案競技参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画提案競技参加者に対して

企画提案書等を意図的に開示してはならない。

- (4) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案競技参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 10 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

## 11 その他

- (1) 企画提案競技への参加に要する経費は、全て企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (2) 企画提案競技参加者が県に提出した書類は返却しない。
- (3) 本業務は、令和5年度予算として執行するものであることから、事業は国及び県の予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに契約が成立するものである。